

ID: 97

担当部署: 福祉課

処分の概要	減免の取消し		
例規名 根拠条項	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例 第4条		
例規番号	令和2年条例第19号		
【基準】 第4条の規定による。 (減免の取消し) 第4条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為により保険料の減免を受けた者があると認めるときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日